

北九州市農業委員会
第2回東部部会会議（令和8年度9月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年9月10日（木）午前10時00分～午前10時10分

2 場 所 小倉南生涯学習センター2階 特別会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 31名

農業委員 11名

中 谷 陽 子	柳 野 保 博	中 村 眞 一	川 江 隆 行
澤 水 理 佳	清 水 正 人	各 務 浩	河 内 一 弥
稲 光 進	中 村 治 雄	古 田 俊 策	

農地利用最適化推進委員 20名

近 藤 正 二	溝 口 耕 一	村 田 紘	村 田 堯
吉 田 繁 喜	三戸田 保 典	松 根 豊 春	酒 井 一 生
増 田 強	松 井 八 朗	河 内 正 則	小 田 征 二
大 下 治 三	坂 井 準 二	吉 村 晃 一	平 尾 長 正
木 村 博 美	岡 村 資 巳	矢 野 孔 清	瀬 戸 克 哉

・欠席委員 なし

4 事務局出席者

下 元 事務局長	藤 島 所長	竹 下 次長	吉 田 係長
吉 田 主任	福 田 職員	川 浦 職員	

5 議 事

（1）農地関係

【報 告】

報告第6号	非農地証明願について	1件
報告第7号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第8号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	4件
議案第10号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
議案第11号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	19件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和8年度第2回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は31名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。議案書の7ページをお開きください。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項について、小倉南区長尾地区担当の私、中村から、報告します。

議案第4号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、長尾三丁目の申請地において、近隣で耕作している譲受人が氷稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

次に、第2項について、小倉南区春吉、道原地区担当の河内一弥委員、報告をお願いします。

河内一弥委員

まず資料の8ページを見ていただきたいんですが、所在地について小倉南区大字春吉が2筆、それからその下に道原が3筆とあります。これについては、ちょうど春吉と道原との境ということで、ほぼ同じような隣の土地ということで、同一の場所にあるということをまず、お知らせしておきます。

議案第4号第2項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字春吉及び大字道原の申請地において、野菜栽培を行う計画です。譲渡人は申請地の管理が困難であるため、近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。この土地については、管理できないからただであげます、と。血縁ではありませんが、ただであげますというようなものです。我々の地域については、こういうような土地が非常に多いということでもあります。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第4号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。議案第5号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第2東部調査委員会、古田調査長から報告をお願いします。

古田調査長

議案第5号第1項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当してお

らず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。近くにお住まいの親の土地に娘夫婦が分家住宅を建設するものです。

この土地は申請以前に盛土されていたため、始末書の提出とともにその土質の調査に事務局及び地元委員が8月20日に立ち合い、問題がないことを確認しています。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第2項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。中古車販売を行う事業者が、中古車の駐車場を設置するため農地を転用するものです。地元水利権者の承認や、隣地の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第5号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして議案書の13ページをお開きください。議案第6号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について」は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、3番中村眞一委員と4番川江委員です。よろしくお願いします。

それでは、これで、令和8年度第2回東部部会会議を閉会します。このあと、事務局からの連絡事項があります。

(事務局から7件連絡事項)

それでは、会議を終了します。お疲れ様でした。